

やまなし労働者福祉会 安心して暮らすための制度のご紹介

医療費で
お困りの方



- ・公益社団山梨労働者医療協会では経済的理由により、医療費の支払いが困難な方には、医療費の自己負担金または一部負担金について減額や免除を行っています。
- ・**無料低額診療事業**
詳細は下記医療機関にお問い合わせ下さい。
甲府共立病院 (055-226-3131)
巨摩共立病院 (055-283-3131)
石和共立病院 (055-263-3131)
* 現在薬代は無料低額になっておりません。
条件等詳細につきまして、まずはご相談下さい

生活に
お困りの方
(資金の貸し付)



- ・新型コロナウィルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方に、一時的な資金の緊急貸付を行う制度があります。
 - ①緊急小口資金 20万円以内
②総合支援基金 単身 月15万円以内
- * 利用条件など詳細はお住まいの地区の社会福祉協議会へご相談下さい

生活に
お困りの方
(生活保障)



- ・**生活保護制度**
(各市町村役場 生活保護窓口)
失業等で収入が最低生活費に満たない場合、生活費・家賃・医療費等の支給を行う制度です。
- * 受給条件がありますので、詳細については各市町村生活保護担当窓口で相談が必要です。

国保料の減免
&
介護保険料の
減免



◎新型コロナウィルス感染症による、国保料の減免(各市町村)

- ①新型コロナウィルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウィルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)の減少が見込まれ、要件に全て該当する世帯

* 詳細は各市町村の国民健康保険担当課で確認下さい



家賃が
支払えない



◎住居確保給付金

休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃を支給する制度があります。

<対象者>

- ①離職・廃業等に加え個人の責任や都合に寄らず給料が減り、経済的に困窮し住宅を失う恐れのある人
- ②離職等又は同程度の日から2年間
- ③離職の日に、自ら働いて世帯の生計を維持していた
- ④申請月の収入合計が、収入基準以下
- ⑤ハローワークの就職の申し込みをし、求人活動を行う

<支給期間>原則3か月(最長9か月)

* 全国「自立相談支援機関」または住居確保給付金
コールセンター: 0120-23-5572

その他の制度



・公共料金の支払い猶予

(* 電気・ガス・水道等各料金窓口にご相談して下さい)

* 法テラス山梨様のホームページにあります、新型コロナ感染症に関する支援特設ページも参考になります。